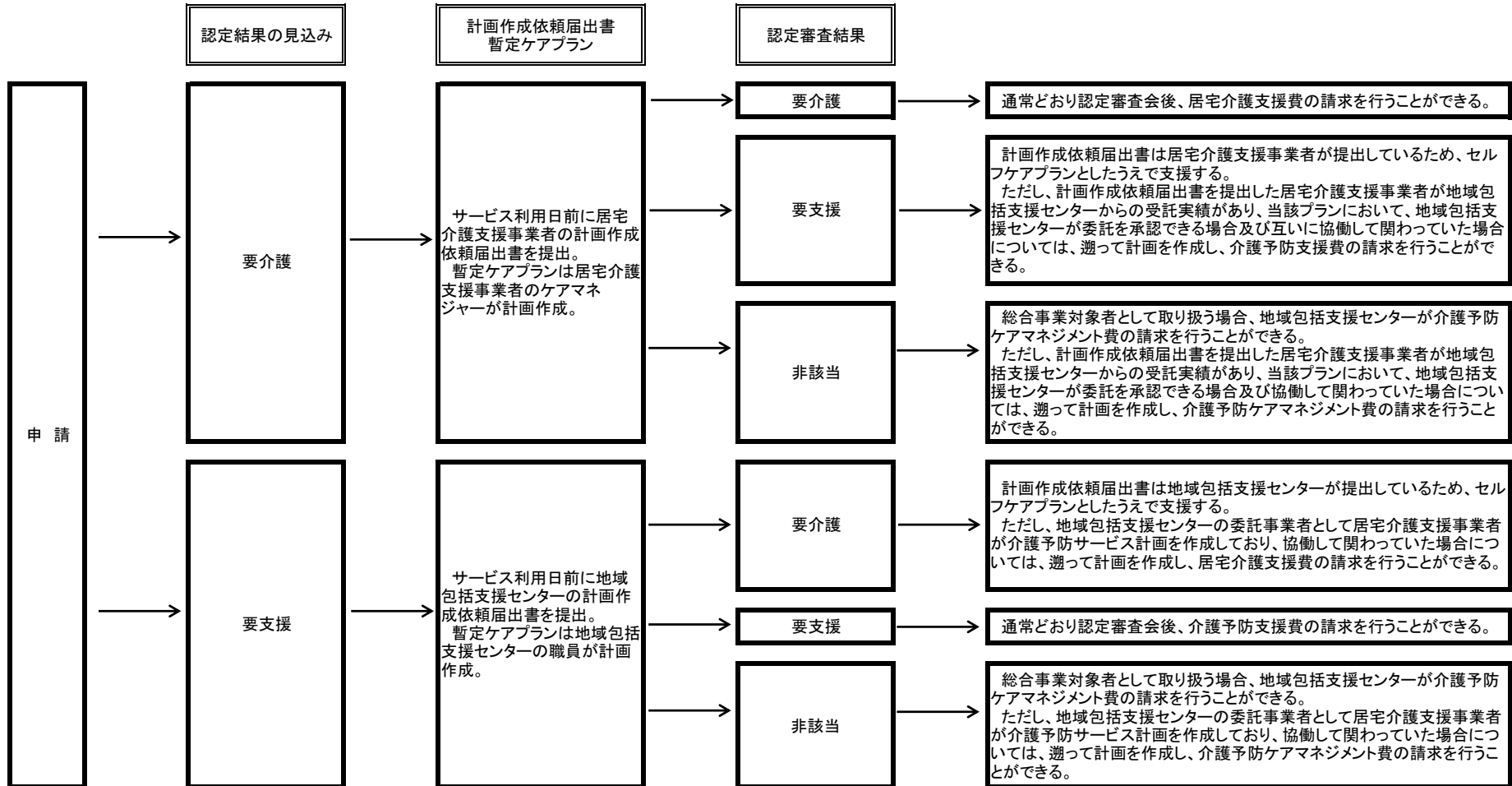


暫定ケアプラン【フロー図】

令和元年10月8日改訂



- ① 暫定ケアプランの取扱いを行うにあたっては、サービス利用日前に計画作成依頼届出書を伊豆の国市に提出することが前提となります。
- ② 見込んでいた区分と認定結果が異なった場合、認定審査会日から14日以内に認定区分に応じた計画作成依頼届出書を提出してください。
- ③ サービス利用があったに関わらず、計画作成依頼届出書が提出されていない場合については、給付（支給）されません。
- ④ 新規申請の認定結果が非該当であった場合で、総合事業対象者として扱うには、申請時にチェックリストが添付（提出）されている場合に限り、事業対象者認定申請書は認定審査会日から14日以内に提出してください。
- ⑤ 更新申請の認定結果が非該当であった場合で、総合事業対象者として扱うには、認定有効期間満了日以降のサービス利用前にチェックリストが実施されている場合に限り、事業対象者認定申請書及びチェックリストは、認定審査会日から14日以内に提出してください。
- ⑥ 要介護のケアプランにおいて、総合事業のサービスを位置付けすることはできません。
- ⑦ 当該フローチャートについては、申請区分を問わず、暫定ケアプランを作成する場合に適用されます。
- ⑧ 協働して関わっていた場合は、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターが互いに情報共有ができており、各々が暫定ケアプランを作成しているか、作成された暫定ケアプランの内容を把握できている場合です。